

第12回津南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年6月27日					
招集の場所	津南町役場 3階 大会議室					
開閉会日時	開会	令和6年6月27日 9時00分				
	閉会	令和6年6月27日 10時05分				
出席委員並びに 欠席委員	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
	1	藤木 正光	出	10	大平 勝則	出
	2	中山 國廣	出	11	滝沢 芳則	出
	3	河田 千春	出	12	本山 和美	出
	4	樋口 則郎	出	13	中村 敬二	欠
	5	藤木 巖	出	14	桑原 京子	出
	6	桑原 幸枝	出	15	涌井 益夫	出
	7	清水 茂實	出	16	藤ノ木 孝	出
	8	渡邊 修	出	17	半戸 敬行	出
	9	板場 勇司	出	18	藤ノ木 稔	出
議事録署名委員	8	渡邊 修		9	板場 勇司	
職務のために出 席した者の氏名	事務局長	太田 昌		副主幹	石沢 和也	
説明のために出 席した者の氏名						
書記	石沢 和也					
議事日程	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

第12回 津南町農業委員会総会議事日程

令和6年6月17日 告示

令和6年6月27日 開会

日程第1 議事録署名委員の指名について

番

番

日程第2 報告第1号 会長報告

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会議経過（令和6年6月27日）

【開会宣言】

会長

本日の欠席は、13番 中村敬二委員です。

定足数に達しておりますので、これより第12回津南町農業委員会総会を開会し
ます。

日程第1 会議録署名委員の選出について

会長

会議録署名委員の指名を行います。議長の指名による選出とさせていただきますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会長

本日の会議録署名委員に、8番 渡邊 修委員と9番 板場勇司委員の両委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号 会長報告について

会長

報告第1号会長報告について、出席しました会議等内容を報告いたします。

5月29、30日に全国農業委員会会長大会、新潟県農業委員会会長東京集会在開催され、あわせて地元国会議員等へ陳情活動を行い、現場の状況等についてもお話させていただきました。6月1日に狭山市民農業体験が行われました。ご協力いただいた委員の皆様ありがとうございました。10日に企画会議を開催し、当面の行事等について協議しました。21日には農業情報事業推進地区懇談会が湯沢町で開催されました。25日に新潟県農業会議第136回通常総会、市町村農業委員会会長会議が開催されました。各会議においては、渇水対策、地域計画、農地中間管理事業等について、話題となりました。以上出席しました会議等の報告です。

会長報告について、質問等はありませんでしょうか。

(特になし)

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

会長

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願証明について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の適用を受けない事実確認願については、1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

渡邊修委員

5月30日に現地確認を行いました。宅地に隣接する農地であり、周辺の状況から今後再生利用が困難でありますので、非農地と判断いたしました。

清水茂實委員

非農地判断については、様々なケースや状況にもよるので、明確な判断理由が必要となります。今後のことも考えて、具体的な一定の基準を示した要領などを作成したほうがいいのではないかと考えます。非農地通知とは違うものですので、お話をさせていただきました。

(質問等特になし)

日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

会長

議案第1号農地法の規定に基づく許可申請書の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の規定に基づく許可申請は、第3条許可申請が6件、第5条許可申請が2件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等はありませんでしょうか。

中山國廣委員

3条の2、3、5番ですが、2番について、譲渡人とは連絡が取れなかったのですが、問題ない案件です。3番について、譲受人は今まで当該農地の集落内に住んでいたのですが、現在は県外に転出しています。河川工事で残った当該農地を整理するためのものです。5番について、譲受人は高齢ですが、息子さんが通い農業で耕作していますので、問題ありません。

清水茂實委員

3条の4、5番について、いずれも贈与による所有権移転ですが、理由を聞いていればお聞かせ願いたい。

事務局

いずれの譲渡人も自分では耕作できないため、隣接地で耕作している譲受人に所有権移転するものです。

桑原京子委員

3条の1番について、先月からの案件ですが、譲受人が耕作できる環境にあるかも含め再度確認してきました。トラクター等の農機具一式を所有していることが確認できました。譲受人は無肥料無農薬栽培の意向があり、譲渡人から指導を受けながら耕作、管理をしていくというお話でした。売買価格については、譲受人の自宅近くの農地を取得したくて自ら譲渡人に提示したそうです。耕作・管理の徹底についてはあらためてお話をさせていただきますので、お願いいたします。

会長

他に質問等がありますでしょうか。無ければ採決をいたします。

3条の6件、5条の2件について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(多数挙手)

会長

賛成多数ですので、原案のとおり許可を決定いたします。

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会長

議案第2号農用地利用集積計画の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

津南町長より、農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進基本構想に基づき審査依頼がありました。

今回は所有権移転1件、利用権設定の新規4件、利用権移転が1件です。

(農用地利用集積計画の内容を朗読、説明)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

会長

いずれも、担い手との契約に伴う所有権移転、利用権設定・移転であり、特に問題のある届出はないかと思われます。

只今の事務局の説明及び朗読の内容について、委員の方からの補足説明、意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

藤木正光委員

利用権設定新規の1番、2番について、借手は町内はじめ近隣でもかなり広範囲で耕作していますが、農地の管理等が徹底されていない場所も見受けられ、直接お話しして注意させていただいたこともあります。

事務局長

総会でそのようなお話があったと、事務局からも機会があればお伝えさせていただきます。

会長

他に質問等がありますでしょうか。

無ければ所有権移転1件、利用権設定新規4件、利用権移転1件の案件について採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたしました。

【閉会宣言】

会長

本日の議事は全て終了しました。

以上で、津南町農業委員会第12回総会を閉会します。

以上の会議経過は書記が記したものであるが、その内容が事実と相違ないことを
証するためここに署名する。

令和 年 月 日

津南町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員